（構造）

第六十二条　電気式気圧計は、圧電素子その他の振動子（水晶板等規定の電流及び電圧における振動数が安定しているものに限る。）、抵抗検出素子又は静電容量の測定に係る電極のうち少なくとも一つを接続させたチャンバーを有するものでなければならない。

（準用）

第六十九条　第三十四条第二項、第三十五条第一号及び第二号並びに第五十六条第二号の規定は、ラジオゾンデ用気圧計に準用する。この場合において、第三十四条第二項中「電気抵抗、電圧、電流、誘電率又は固有振動数のいずれかとそれに対応する温度との関係」とあるのは「コンデンサーの静電容量、共振部分の共振周波数又は抵抗検出素子の電気抵抗のいずれかとそれに対応する気圧との関係」と読み替えることとする。

（構造）

第七十八条　露点式湿度計は、電気式温度計と露点計とを組み合わせたものでなければならない。

（電気式温度計）

第七十九条　露点式湿度計の電気式温度計は、法第二十八条第一項の規定による合格の検定を受けたものでなければならない。

（露点計）

第八十条　露点式湿度計の露点計は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものにあっては、温度を測定する測温抵抗体にニッケル又は白金を用い、かつ、金線又は金メッキをした銀線を用いた電熱線及び保護管を有すること。

二　感湿体にセラミック又は高分子化合物を用いたものにあっては、抵抗値又は静電容量の測定に用いる二つの電極を接続させ、かつ、感湿体を覆う防塵フィルタを備えていること。

三　感湿体の結露面に金属鏡を用いたものにあっては、鏡面温度の制御部、露又は霜の付着を検出する光学部及び鏡面の温度を測定する測温抵抗体を備えていること。

2　第二十七条第三号及び第三十二条第一項の規定は、露点式湿度計の露点計（前項第一号に掲げるものに限る。）の測温抵抗体について準用する。

（保護管）

第八十一条　露点式湿度計の露点計（前条第一項第一号に掲げるものに限る。）の保護管は、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性があるものでできており、かつ、四フッ化エチレン樹脂チューブ又はこれと同等以上の絶縁性がある絶縁物を有するものでなければならない。

（性能）

第百五条　電気式日射計の性能は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　日射量の変化の一定量に対して感部に生じる熱起電力の変化が一定であること。

二・三　（略）

（構造）

第百十条　貯水型雨量計の構造は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　貯水型指示雨量計にあっては、次に適合するものであること。

イ　貯水槽を有し、かつ、貯水槽内の雨水の量を測定するための雨量ます又は重量計を備えていること。

ロ　重量計を備えているものにあっては、水準器を有していること。

（構造）

第六十二条　電気式気圧計は、圧電素子その他の振動子（水晶板等規定の電流及び電圧における振動数が安定しているものに限る。）又は静電容量の測定に係る電極のうち少なくとも一つを接続させたチャンバーを有するものでなければならない。

（準用）

第六十九条　第三十四条第二項、第三十五条第一号及び第二号並びに第五十六条第二号の規定は、ラジオゾンデ用気圧計に準用する。この場合において、第三十四条第二項中「電気抵抗又は誘電率とそれに対応する温度との関係」とあるのは「コンデンサーの静電容量又は共振部分の共振周波数とそれに対応する気圧との関係」と読み替えることとする。

（構造）

第七十八条　露点式湿度計は、電気式温度計と保護管を有する露点計とを組み合わせたものでなければならない。

（電気式温度計）

第七十九条　露点式湿度計の電気式温度計は、法第二十八条第一項の規定による合格の検定を受けたものでなければならない。

（露点計）

第八十条　露点式湿度計の露点計は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　感湿部に塩化リチウム水溶液を塗布したものであること。

二　感湿部の温度を測定する測温抵抗体に、ニッケル又は白金を用いたものであること。

三　金線又は金メッキをした銀線を用いた電熱線を有するものであること。

2　第二十七条第三号及び第四号の規定は、露点式湿度計の露点計の測温抵抗体について準用する。

（保護管）

第八十一条　露点式湿度計の露点計の保護管は、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性があるものでできており、かつ、四フッ化エチレン樹脂チューブ又はこれと同等以上の絶縁性がある絶縁物を有するものでなければならない。

（性能）

第百五条　電気式日射計の性能は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　日射量の変化の一定量に対して感部に生じる電力量の変化が一定であること。

二・三　（略）

（構造）

第百十条　貯水型雨量計の構造は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　貯水型指示雨量計にあっては、貯水槽を有し、かつ、貯水槽内の雨水の量を測定するための雨量ますを備えていること。